

新型コロナウイルス感染症に伴う固定資産税の軽減を求める意見書

土地の固定資産評価を公示価格の七割を目途に設定する現行の固定資産税制度は、地価の高い都心区の納税者には極めて不利なものになっております。過重な税負担は、区民生活や区内三万六千事業所の大半を占める中小零細事業所の事業継続に大きな影響をもたらします。これまで、固定資産税の負担水準を都条例により引き下げ一律減額制度など数々の軽減措置が取られてきたとはいえ、抜本的な改善に至らない状況であります。

重い税を負担しながらも住み、働き、次の世代に資産や事業の継承を願う区民の声には切実なものがあります。また、わが国の経済の牽引役である都心の活性化とともに、今般の改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発令された緊急事態宣言を受け、中央区の区民生活・事業環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、区民・事業者の負担を軽減する取り組みが必要不可欠であります。

よって、中央区議会は、総意をもって、固定資産税の負担を軽減するための措置を東京都に対して強く要望します。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

令和二年五月二十九日

東京都中央区議会議長 押田 まり子

東京都知事あて